

業務量調査業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本町全部署において業務量調査を行うことにより、既存の業務状況を可視化し、分析することで業務改革、効率的な組織整備の基礎資料作成を行うことを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名称 業務量調査業務委託
- (2) 業務内容 業務量調査業務委託仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和7年10月31日まで

3 予算額

3,560,000円（消費税及び地方消費税を含む金額）

4 実施

日 程	内 容
令和7年3月14日（金）	公募開始
令和7年3月28日（金）	質疑受付締め切り（17時必着）
令和7年4月4日（金）	質疑回答（17時まで）
令和7年4月18日（金）	参加申込兼誓約書及び業務提案書の提出締め切り（17時必着）
令和7年4月28日（月）	プレゼンテーション審査、業者決定 （オンライン（Zoom）によるプレゼンテーション）
令和7年5月2日（金）	審査結果の公表

5 参加資格

- (1) 篠栗町における、令和6・7・8年度の競争入札参加資格の認定を受けていること。
※認定を受けていない者は、「7 参加申し込みの手続き（1）提出書類 エ 資格確認書類」を提出することにより同等の参加資格を得ることとします。
- (2) 篠栗町から指名停止を現に受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (4) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立てをしているもの（更正手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てをしている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 次のアからカまでのいずれかの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはそのすべての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）で であると認められるとき。

イ 暴力団（法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的 をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

6 質疑・応答

(1) 提出方法 電子メールにて提出すること。（質疑書等の様式は任意）
※必ず電話等で送信した旨を伝え、担当課が受領したことを確認すること。
※電話又は口頭による質問は受け付けない。

(2) 質疑期限 令和 7 年 3 月 28 日（金） 17 時（必着）

(3) 提出先 篠栗町 総務課 庶務人事係
shomu@town.sasaguri.lg.jp

(4) 回答方法 令和 7 年 4 月 4 日（金）17 時までに篠栗町ホームページにて回答する。

7 参加申し込みの手続き

プロポーザルに参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書、篠栗町財務規則（平成 10 年規則第 6 号）等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加申込兼誓約書（1 部）

イ 業務提案書（正本 1 部、副本 6 部（写し可））

ウ 見積書及び見積内訳書（正本 1 部、副本 6 部（写し可））

エ 資格確認書類（令和6・7・8年度の競争入札参加資格の認定がない場合に提出）各1部

①法人にあっては履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）、個人にあっては身分証明書

②法人にあっては、国税（法人税及び消費税）、県税（法人事業税）、市町村税に未納の税額がないことの証明書。個人にあっては、国税（所得税及び消費税）、県税（個人事業税）、市町村民税に未納の税額がないことの証明書。

※いずれも特定年度の納税証明書ではなく、指定した税金について書類提出時に滞納がないことを証するもの。

(2) 提出期限 令和7年4月18日（金）17時（必着）

(3) 提出方法 持参又は郵送による。

郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし提出期限までに到着したものに限り受け付ける。

(4) 提出先 郵便番号 811-2492

福岡県糟屋郡篠栗町中央一丁目1番1号

篠栗町総務課庶務人事係

8 業務提案書作成方法

本プロポーザルの参加者は、次の事項を踏まえて業務提案書等を作成すること。

(1) 会社概要

業務を確実かつ円滑に遂行するための体制について記載すること。

(2) スケジュール

本業務の実施に係るスケジュール及び工程を記載すること。

(3) 調査内容

本業務の目的を達成する調査内容について記載すること。

(4) 調査対象職員に対する工夫

調査対象となる各所属の職員に本業務の趣旨や目的を理解させ、同じ精度で円滑に正確な調査ができる工夫について記載すること。

(5) 他団体との比較検討・情報提供手法

調査や分析を行うにあたって、本町と他団体の業務等を比較検討できる手法について記載すること。

(6) 専門スタッフの配置内容

調査が円滑に進むよう、問合せ対応等のサポート内容について記載すること。

(7) 分析方法

本業務の目的を達成する分析手法について記載すること。

(8) 調査報告書

本業務の目的を達成する調査報告書について、内容やレイアウトイメージも含めて記載すること。

(9) 独自提案

仕様書に記載の無い独自のノウハウや提案があれば記載すること。

9 プレゼンテーションの実施

(1) 実施日 令和7年4月28日(月)

(2) 実施場所 篠栗町役場 3階 議員控室

※被評価者はオンライン (Zoom) でプレゼンテーションしていただきます。

(3) 実施時間 1業者につき40分以内 (プレゼンテーション30分以内 質疑応答10分以内)

(4) その他

ア プレゼンテーションは、オンラインにて本町がホストとなり実施する。

イ プレゼンテーションは、提出された企画提案書を基に行うこととし、変更や差し替えは認めない。

10 審査方法

提出された業務提案書等について、以下の評価項目に基づきプロポーザル審査委員会が審査する。

(1) プレゼンテーション審査における評価項目は、以下のとおりとする。

評価項目	評価基準	配点
基本事項		合計：20
1	受託実績 国や都道府県、その他本町と同等以上の規模の地方公共団体からの受託実績により、本業務を遂行するために有益な知見、ノウハウを有しているか。	10
2	実施体制 本業務を問題なく実施できる体制となっており、スケジュールは無理がないものか。	10
企画提案内容		合計：80
3	業務量調査 仕様書の「10(2) ①業務量調査等の設計」に基づき、本業務の目的を達成する調査内容の提案がされているか。	15
	仕様書の「10(2) ②説明会の実施」に基づき、調査対象となる各所属の職員に本業務の趣旨や目的を理解させ、同じ精度で円滑に正確な調査ができる内容であるか。	10
	仕様書の「10(2) ③聴き取り調査の実施」に基づき、より精度の高い調査を実施するための聴き取りを行うことができる内容であるか。	5
	調査が円滑に進むよう、問い合わせ対応等の十分なサポートが構築されているか。	5
4	調査結果の分析 仕様書の「10(3) 調査結果の分析」に基づき、本業務の目的を達成する分析手法の提案がされているか。	15
5	調査報告書の作成 仕様書の「10(4) 業務量調査報告書の作成」に基づき、本業務の目的を達成する調査報告書が提出されることが示されているか。	10
	調査報告書は理解・利用しやすい形となっているか。	10
6	独自提案 その他仕様書にない有益かつ実施可能な提案があるか。	10
合計		100

(2) 評価の方法

- ア プレゼンテーション評価点（審査委員 5 名の合計 500 点満点）の合計点が最も高い者を受託候補者とする。なお、各審査委員の採点の合計点で 300 点を最低基準点とし、それ以上の点数を得た提案者の中から受託候補者を決定する。
- イ 点数が同点となった場合は、次の順によって決定する。
 - ① 評価項目「企画提案内容」の点数が大なる者
 - ② 見積金額が低い者
- ウ 最低基準点以上の者がいない場合は、受託候補者の決定は行わない。

11 審査結果

- (1) 通知方法 篠栗町ホームページにて公表する。
- (2) 公表時期 令和 7 年 5 月 2 日（金）

12 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差し替え、追加及び削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断で、本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 町が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 業務提案書の提出は 1 者につき 1 案とする。

13 情報公開及び提供

町は参加申込者から提出された資料について、個人情報の保護に関する法律の規定により、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

14 その他

- (1) 言語及び通貨単位
手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 費用負担
書類作成及び提出にかかる費用など、必要な経費はすべて提出者の負担とする。
緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるとき

は、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本公募型プロポーザル方式に要した費用を町に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

参加申込兼誓約書の提出後又は業務提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかにその旨を担当課あてに通知すること。(様式は任意)

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 提出された見積金額が「3 予算額」を超過していた場合

(5) 著作権等の権利

業務提案書等の著作権は、当該業務提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託候補者に選定された者が作成した業務提案書等の書類については、町が必要と認める場合には、町は、受託候補者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用(複製、転記又は転写をいう。)することができるものとする。

(6) 申請者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

15 問合せ先

〒811-2492

福岡県糟屋郡篠栗町中央一丁目1番1号

篠栗町役場総務課庶務人事係

電話番号 092-947-1112 (直通)

電子メール shomu@town.sasaguri.lg.jp